

鹿 児 島 県 公 報

平成22年7月16日（金）第2616号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （毎 週 火 ， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止	（学事法制課取扱い）	1
○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の変更	（学事法制課取扱い）	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課取扱い）	3
○肥料の登録の有効期間の更新	（食の安全推進課取扱い）	4
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	4
○県営土地改良事業の工事の完了（7件）	（農地整備課取扱い）	4
○地籍調査の成果の認証	（農地建設課取扱い）	5
○県道路線認定に関する告示の一部改正（※）	（道路維持課取扱い）	6
○県道路線の認定の一部改正（※）（4件）	（道路維持課取扱い）	7
○県道の路線の認定の一部改正（※）	（道路維持課取扱い）	8

公 告

○落札者等の公告	（県立病院課取扱い）	9
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表	（選挙管理委員会取扱い）	9

告 示

鹿児島県告示第849号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり廃止した。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

廃止した開示申出をすることができる個人情報の内容	
試 験 等 の 名 称	開 示 す る 内 容
葉種商試験	総合得点及び科目別得点

鹿児島県告示第850号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり変更した。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出を することが できる期間	開示申出を することが できる場所	変更の内容		
試験等の名 称	開示する内 容			変更事項	変更前	変更後
准看護師試	総合得点	合格発表の	保健福祉部	開示申出を	保健福祉	保健福祉

験		日から起算 して1月間	保健医療福 祉課	することが できる場所	部医務課	部保健医 療福祉課
採石業務管 理者試験	科目別得点		商工労働水 産部商工政 策課	開示申出を することが できる場所	商工観光 労働部工 業振興課	商工労働 水産部商 工政策課
砂利採取業 務主任者試 験	科目別得点		商工労働水 産部商工政 策課	開示申出を することが できる場所	商工観光 労働部工 業振興課	商工労働 水産部商 工政策課
技能検定	学科試験得 点及び実技 試験得点		商工労働水 産部雇用労 政課	開示申出を することが できる場所	商工観光 労働部労 働政策課	商工労働 水産部雇 用労政課
職業訓練指 導員試験	科目別得点		商工労働水 産部雇用労 政課	開示申出を することが できる場所	商工観光 労働部労 働政策課	商工労働 水産部雇 用労政課
狩猟免許試 験	知識試験の 得点、技能 試験の減点 及び適正試 験の適否		① 受験者 の住所地 を管轄す る地域振 興局農林 水産部林 務水産課、支庁 農林水産 部林務水 産課又は 熊毛支庁 屋久島事 務所農林 普及課 ② ①にか かわら ず、試験 の当日は 当該試験 会場にお いても開 示申出を すること が でき る。	開示申出を することが できる場所	① 当該 年度の 1回目 の試験 にあつ ては、 受験者 の住所 地を管 轄する 熊毛支 庁農林 水産課、大 島支庁 農林課、農 林水産 事務所 又は農 林事務 所 ② 当該 年度の 2回目 の試験 にあつ ては、 林務水 産部森 林保全 課 ③ ①及 び②にか かわら ず、	① 受験 者の住 所地を 管轄す る地域 振興局 農林水 産部林 務水産 課、支 庁農林 水産部 林務水 産課又 は熊毛 支庁屋 久島事 務所農 林普及 課 ② ①にか かわら ず、試験 の当日は 当該試験 会場にお いても開 示申出を すること が でき る。

					試験の当日は当該試験会場においても開示申出をすることができ	
鹿児島県歯科技工士国家試験	総得点		保健福祉部保健医療福祉課	試験等の名称	鹿児島県歯科技工士試験	鹿児島県歯科技工士国家試験

鹿児島県告示第851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
老人デイサービスセンター愛	指宿市開聞十町1305番地	有限会社敬徳	指宿市開聞十町1330番1	徳永 恭子	平成22年7月1日	通所介護
ケアガーデン武町	鹿児島市武三丁目38番10号	医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16番地1	土橋 苑子	平成22年7月7日	通所介護

鹿児島県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
老人デイサービスセンター愛	指宿市開聞十町1305番地	有限会社敬徳	指宿市開聞十町1330番1	徳永 恭子	平成22年7月1日	介護予防通所介護
ケアガーデン武町	鹿児島市武三丁目38番10号	医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16番地1	土橋 苑子	平成22年7月7日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第853号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
藤井 康裕	独立行政法人国立病	始良市加治木町木田	内科	平成22年

	院機構南九州病院	1882		7月7日
佐野 常男	社団法人大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿3411番地	内科	平成22年7月7日
加々良 一朗	鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	泌尿器科	平成22年7月7日
庄子 智史	屋久島町栗生診療所	熊毛郡屋久島町栗生1743	内科	平成22年7月7日
海江田 正史	医療法人親貴会えんでん内科クリニック	いちき串木野市東塩田町35番地	内科	平成22年7月7日
井口 智生	鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	泌尿器科	平成22年7月7日
宮本 純孝	始良みやもと眼科	始良市加治木町朝日町111	眼科	平成22年7月7日
吉松 弘喜	薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地	整形外科	平成22年7月7日
藤井 陽子	医療法人沖縄徳洲会垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	内科	平成22年7月7日
内田 裕之	医療法人七徳会大井病院	始良市加治木町本町141	脳神経外科	平成22年7月7日

鹿児島県告示第854号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1045号	平成28年7月21日	なたね油かす及びその粉末	5.3なたね油かす粉末	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当事項なし	石原秀徳	薩摩川内市祁答院町上手3890

鹿児島県告示第855号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）山下地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年7月20日から同年8月16日まで
- 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第856号

土地改良事業県営排水施設整備（農業用排水施設整備）元村新田地区の工事は、平成22

年 1 月28日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第857号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備）薩摩地区の工事は、平成22年 3 月16日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第858号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農道整備）薩摩地区の工事は、平成22年 3 月18日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第859号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）薩摩地区の工事は、平成19年 3 月20日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第860号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（暗きょ排水）薩摩地区の工事は、平成22年 3 月18日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第861号

土地改良事業県営特殊土壌対策（農用地保全）美原地区の工事は、平成22年 2 月26日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第862号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）長江地区の工事は、平成22年 4 月15日に完了した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第863号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成22年 7 月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
指宿市	平成20年 6 月17日から 平成21年 8 月17日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市東方の一部	平成22年 7 月 5 日
西之表市	平成20年 7 月10日から	地籍図及	西之表市西之表の一部	平成22年

	平成22年 2 月15日まで	び地籍簿		7 月 5 日
西之表市	平成20年 7 月14日から 平成22年 2 月15日まで	地籍図及 び地籍簿	西之表市安城の一部	平成22年 7 月 5 日
薩摩川内市	平成20年 7 月15日から 平成22年 2 月23日まで	地籍図及 び地籍簿	薩摩川内市入来町浦之名及 び入来町副田の各一部	平成22年 7 月 5 日
薩摩川内市	平成20年 6 月25日から 平成22年 2 月 9 日まで	地籍図及 び地籍簿	薩摩川内市東郷町斧淵の一 部	平成22年 7 月 5 日
薩摩川内市	平成20年 5 月19日から 平成22年 2 月22日まで	地籍図及 び地籍簿	薩摩川内市祁答院町藺牟田 の一部	平成22年 7 月 5 日
南さつま市	平成20年 5 月29日から 平成21年 9 月21日まで	地籍図及 び地籍簿	南さつま市加世田武田, 加 世田小湊, 加世田村原及び 笠沙町片浦の各一部	平成22年 7 月 5 日
奄美市	平成20年 6 月 2 日から 平成22年 2 月21日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市名瀬大字知名瀬, 名 瀬大字金久及び名瀬大字小 湊の各一部並びに名瀬塩浜 町の全部	平成22年 7 月 5 日
奄美市	平成20年 7 月17日から 平成22年 2 月17日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市笠利町大字川上, 用, 節田及び平の各一部	平成22年 7 月 5 日
十島村	平成20年 9 月 3 日から 平成22年 2 月22日まで	地籍図及 び地籍簿	十島村中之島の一部	平成22年 7 月 5 日
さつま町	平成20年 7 月28日から 平成22年 2 月 2 日まで	地籍図及 び地籍簿	さつま町平川及び泊野の各 一部	平成22年 7 月 5 日
さつま町	平成20年 7 月28日から 平成22年 2 月 2 日まで	地籍図及 び地籍簿	さつま町紫尾の一部	平成22年 7 月 5 日
南大隅町	平成20年 7 月14日から 平成22年 1 月27日まで	地籍図及 び地籍簿	南大隅町根占横別府及び根 占山本の各一部	平成22年 7 月 5 日
肝付町	平成20年 7 月28日から 平成22年 2 月10日まで	地籍図及 び地籍簿	肝付町宮下及び富山の各一 部	平成22年 7 月 5 日
中種子町	平成20年10月15日から 平成22年 2 月 1 日まで	地籍図及 び地籍簿	中種子町納官の一部	平成22年 7 月 5 日
南種子町	平成20年 2 月29日から 平成22年 2 月24日まで	地籍図及 び地籍簿	南種子町島間の一部	平成22年 7 月 5 日
大和村	平成20年 5 月 9 日から 平成22年 2 月21日まで	地籍図及 び地籍簿	大和村名音及び戸円の各一 部	平成22年 7 月 5 日
宇検村	平成20年 5 月12日から 平成22年 2 月17日まで	地籍図及 び地籍簿	宇検村湯湾及び佐念の各一 部	平成22年 7 月 5 日
瀬戸内町	平成21年10月 2 日から 平成22年 2 月14日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町管鈍, 久慈, 古志, 古仁屋及び伊子茂の各一部	平成22年 7 月 5 日
喜界町	平成20年10月 3 日から 平成22年 2 月18日まで	地籍図及 び地籍簿	喜界町赤連, 荒木及び志戸 桶の各一部	平成22年 7 月 5 日
徳之島町	平成20年 6 月13日から 平成22年 1 月29日まで	地籍図及 び地籍簿	徳之島町諸田の一部	平成22年 7 月 5 日
知名町	平成20年 8 月18日から 平成22年 2 月22日まで	地籍図及 び地籍簿	知名町上平川, 下平川, 余 多及び竿津の各一部	平成22年 7 月 5 日
南九州市	平成20年 7 月 2 日から 平成21年10月23日まで	地籍図及 び地籍簿	南九州市川辺町平山の一部	平成22年 7 月 5 日

鹿児島県告示第864号

昭和33年11月 1 日鹿児島県告示第773号 (県道路線認定に関する告示) の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中	「	鹿 蒲	児 生	島 線	鹿児島市 始良郡蒲生町	を	」
「	鹿 蒲	児 生	島 線	鹿児島市 始良市蒲生町	に、	」	
「	小 川 蒲	山 田	田 線	鹿児島市小山田町 始良郡蒲生町	を	」	
「	小 川 蒲	山 田	田 線	鹿児島市小山田町 始良市蒲生町	に、	」	
「	山 真	之 黒	口 線	薩摩川内市入来町山之口 始良郡蒲生町真黒	を	」	
「	山 真	之 黒	口 線	薩摩川内市入来町山之口 始良市蒲生町真黒	に、	」	
「	十 重	三 谷	富 線	霧島市横川町十三谷 始良郡始良町重富	始良郡始良町北山	を	」
「	十 重	三 谷	富 線	霧島市横川町十三谷 始良市重富	始良市北山	に、	」
「	堂 宮	之 山	城 線	始良郡始良町堂山 薩摩郡さつま町	を	」	
「	堂 宮	之 山	城 線	始良市堂山 薩摩郡さつま町	に、	」	
「	137	浦 蒲	生 線	始良郡蒲生町浦 " " 蒲生	を	」	
「	463	浦 蒲	生 線	始良市蒲生町浦 始良市蒲生町蒲生	に改める。	」	

鹿児島県告示第865号

昭和40年12月1日鹿児島県告示第1213号の2（県道路線の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中	「	栗野加治木線	始良郡湧水町 始良郡加治木町本町	を	」
----	---	--------	---------------------	---	---

「

栗野加治木線	始良郡湧水町 始良市加治木町本町
--------	---------------------

」に改める。

鹿児島県告示第866号

昭和43年4月12日鹿児島県告示第397号（県道路線の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「

139	松原帖佐 停車場線	始良郡始良町東餅田 〃
-----	--------------	----------------

」を

「

465	松原帖佐 停車場線	始良市東餅田 帖佐停車場
-----	--------------	-----------------

」に改める。

鹿児島県告示第867号

昭和47年3月24日鹿児島県告示第293号（県道路線の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「

宮之城加 治木線	薩摩郡さつま町 始良郡加治木町	始良郡蒲生町
-------------	--------------------	--------

」を

「

宮之城加 治木線	薩摩郡さつま町 始良市加治木町	始良市蒲生町
-------------	--------------------	--------

」に、

「

川内加治 木線	薩摩川内市 始良郡加治木町	薩摩川内市樋脇町 薩摩川内市入来町 始良郡蒲生町
------------	------------------	--------------------------------

」を

「

川内加治 木線	薩摩川内市 始良市加治木町	薩摩川内市樋脇町 薩摩川内市入来町 始良市蒲生町
------------	------------------	--------------------------------

」に、

「

下手山田 帖佐線	薩摩川内市祁答院町下手 始良郡始良町帖佐
-------------	-------------------------

」を「

下手山田 帖佐線	薩摩川内市祁答院町下手 始良市帖佐
-------------	----------------------

」に

改める。

鹿児島県告示第868号

昭和57年12月17日鹿児島県告示第1863号（県道路線の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「

隼人加治木線	霧島市隼人町 始良郡加治木町
--------	-------------------

」を

「

隼人加治木線	霧島市隼人町 始良市加治木町
--------	-------------------

」に改める。

鹿児島県告示第869号

平成6年3月11日鹿児島県告示第394号（県道の路線の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中 「伊集院蒲生溝辺線 日置市 鹿児島空港（霧島市溝辺町） 始良郡蒲生町」 を

「伊集院蒲生溝辺線 日置市 鹿児島空港（霧島市溝辺町） 始良市蒲生町」 に改める。

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成22年7月16日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県立病院診療情報電子化システム及び機器等 1式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立病院局県立病院課経営指導企画班
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年6月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ソフトマックス株式会社
鹿児島市上之園町25番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
699,867,603円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第26号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成22年7月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党鹿児島県肝属郡区第一支部	平瀬 新一郎	平瀬 友子	肝属郡南大隅町根占川北39番地3号
自由民主党喜界町支部	長田 昭八郎	高岡 清信	大島郡喜界町赤連2754
政治結社大日本皇啞塾	小城 剛	小城 剛	出水郡長島町城川内1988
たくみ昭市後援会	田中 誠一	徳田 弘己	伊佐郡菱刈町前目1842
下原さねきよ後援会	下原 實清	下原 實清	鹿児島市西田二丁目28-13-

			801
新谷重男後援会	新谷 重男	新谷 和子	曾於市大隅町岩川5030
西洋介後援会	西 洋介	西 洋介	鹿児島市城山1-16-7
政治結社大日本侠気の桜	福元 善隆	永井 清一	鹿児島市上荒田町22-14労住 第一ビル1002
永吉義輝後援会	永吉 義輝	福元 義昭	南九州市頰娃町牧之内3987- 3
左近充諭後援会	川野 一明	左近充 久子	伊佐郡菱刈町南浦2923